

日医発第240号（保57）
平成30年6月1日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横倉義武

検査料の点数の取扱いについて

平成30年5月23日に開催された中央社会保険医療協議会（中医協）総会において新たな臨床検査（E3 1件）を保険適用することが了承され、それに伴い、今般、厚生労働省保険局医療課長から別添1のとおり取り扱う通知が示され、平成30年6月1日から適用となりました。

本通知の内容について、本会において別添2のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会雑誌8月号に掲載を予定しております。また、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

（添付資料）

1. 検査料の点数の取扱いについて
（平30.5.31 保医発0531第1号 厚生労働省保険局医療課長）
2. 新たに保険適用が認められた検査（日本医師会医療保険課）

保医発 0531 第 1 号
平成 30 年 5 月 31 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成 30 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 1 号）を下記のとおり改正し、平成 30 年 6 月 1 日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

別添 1 第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 0 0 7 中(50)を(51)とし、(41)から(49)を 1 ずつ繰り下げ、(40)の次に次のように加える。

(41) オートタキシン

ア オートタキシンは、区分番号「D 0 0 7」血液化学検査の「48」M a c - 2 結合蛋白糖鎖修飾異性体の所定点数に準じて算定する。

イ 本検査は、サンドイッチ法を用いた蛍光酵素免疫測定法により、慢性肝炎又は肝硬変の患者（疑われる患者を含む。）に対して、肝臓の線維化進展の診断補助を目的に実施した場合に算定する。

ウ 本検査と区分番号「D007」血液化学検査「37」のプロコラーゲン-Ⅲ-ペプチド（P-Ⅲ-P）、「38」のⅣ型コラーゲン、「40」のⅣ型コラーゲン・7S、「44」のヒアルロン酸又は「48」のMac-2結合蛋白糖鎖修飾異性体を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成30年3月5日付け保医発0305第1号)

改正後	現行
<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料</p> <p>D007 血液化学検査 (1)～(40) (略) <u>(41) オートタキシン</u> ア オートタキシンは、<u>区分番号「D007」血液化学検査の「48」Mac-2結合蛋白糖鎖修飾異性体の所定点数に準じて算定する。</u> イ <u>本検査は、サンドイッチ法を用いた蛍光酵素免疫測定法により、慢性肝炎又は肝硬変の患者(疑われる患者を含む。)に対して、肝臓の線維化進展の診断補助を目的に実施した場合に算定する。</u> ウ <u>本検査と区分番号「D007」血液化学検査「37」のプロコラーゲン-III-ペプチド(P-III-P)、「38」のIV型コラーゲン、「40」のIV型コラーゲン・7S、「44」のヒアルロン酸又は「48」のMac-2結合蛋白糖鎖修飾異性体を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。</u> (42)～(51) (略)</p>	<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料</p> <p>D007 血液化学検査 (1)～(40) (略) (新設)</p> <p>(41)～(50) (略)</p>

新たに保険適用が認められた検査

平成 30 年 5 月 31 日 保医発 0531 第 1 号（平成 30 年 5 月 31 日適用）

測定項目	オートタキシン
販売名	Eテスト「TOSOH」II（オートタキシン）（東ソー株式会社）
区分	E3（新項目）
測定方法	サンドイッチ法を用いたEIA法（FEIA法）
主な測定目的	血清中のオートタキシンの測定（肝臓の線維化進展の診断の補助）
準用点数	D007-48 「Mac-2 結合蛋白糖鎖修飾異性体」 194 点
関連する留意事項の改正	<p>※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成 30 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号）の別添 1（医科診療報酬点数表に関する事項）の第 2 章（特掲診療料）を以下のように改める。（変更箇所下線部）</p> <p>第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料</p> <p>D007 血液化学検査 (1)～(40) (略) <u>(41) オートタキシン</u> <u>ア オートタキシンは、区分番号「D007」血液化学検査の「48」Mac-2 結合蛋白糖鎖修飾異性体の所定点数に準じて算定する。</u> <u>イ 本検査は、サンドイッチ法を用いた蛍光酵素免疫測定法により、慢性肝炎又は肝硬変の患者（疑われる患者を含む。）に対して、肝臓の線維化進展の診断補助を目的に実施した場合に算定する。</u> <u>ウ 本検査と区分番号「D007」血液化学検査「37」のプロコラーゲン-III-ペプチド（P-III-P）、「38」のIV型コラーゲン、「40」のIV型コラーゲン・7S、「44」のヒアルロン酸又は「48」のMac-2 結合蛋白糖鎖修飾異性体を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。</u> (42)～(51) (略)</p>

（日本医師会医療保険課）